

令和2年5月 15 日

保護者様

神戸市教育委員会

登校可能日の設定について

新型コロナウイルス感染防止のため、学校園の臨時休業を5月 31 日(日曜)まで延長するとともに、児童生徒の登校日は設けないこととしておりましたが、5月 15 日付で兵庫県より、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、第1学区の県立高校について臨時休業を5月 31 日まで継続するが、週1回を上限として登校可能日を設定する旨の方針が示されました。

これらの方針や市内の感染状況等を踏まえ、臨時休業期間中における児童の生活面・学習面での状況把握や、今後の家庭学習の指導を行うため、下記のとおり登校可能日を設定することとします。

なお、この登校可能日は、登校を希望される児童のみ登校いただくものであり、登校されない場合でも欠席扱いにはなりません。また、登校を希望されなかった児童についても、家庭訪問や電話連絡等により、生活面・学習面での状況把握や、家庭学習の指導を行います。

登校可能日の詳細な日程等については、各校園からホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

記

1. 設定期間 令和2年5月 20 日(水曜)から5月 29 日(金曜)
2. 回数及び時間 上記期間内に2回
1回あたり1時間 30 分～2時間程度
※給食の提供はありません